

## 鹿児島空港エコエアポート空港環境部会規約

### (名 称)

第1条 本部会は、鹿児島空港エコエアポート空港環境部会（以下、「空港環境部会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 空港環境部会は、空港本体における環境負荷の低減を促進することにより、空港において環境の保全及び良好な環境の創造を進める空港（以下、「エコエアポート」という。）を実現することを目的とする。

### (事 業)

第3条 空港環境部会は、鹿児島空港エコエアポート協議会（以下、「協議会」という。）事業のうち、次の事項についての事業を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (4) 空港環境計画の実施にあたって関係者に対し必要となる教育及び啓発活動
- (5) その他エコエアポートを推進するために必要な事項の検討

### (構 成)

第4条 空港環境部会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2. 空港環境部会に部会長を置き、大阪航空局鹿児島空港事務所管制保安部長をもって充てる。

### (空港環境部会)

第5条 空港環境部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2. 空港環境部会は、第3条に定めるもののほか次の事項を審議し決定する。
  - (1) 空港環境部会規約の改廃に関する事
  - (2) 空港環境部会の運営に関する事
  - (3) その他部会長が特に必要と認めた事項に関する事
3. 空港環境部会の議決は多数決による。
4. 部会長が必要があると認めた場合は、委員以外の者を空港環境部会に参

加させることができる。

5. 部会長は、空港環境部会において協議した事項を協議会に付議する。

(ワーキンググループの設置)

第6条 空港環境部会の事業を円滑に推進するためにワーキンググループを設置することができる。

2. ワーキンググループは、第3条及び第5条について検討、協議する。

3. ワーキンググループに関して必要な事項は、ワーキンググループにおいて別に定める。

(事務局)

第7条 空港環境部会の事務局は、大阪航空局鹿児島空港事務所総務部施設課に置く。

2. 事務局は、空港環境部会並びにワーキンググループの運営を補助する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は部会長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成18年3月17日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成19年2月26日から施行する。

(改正日)

この規約は、平成20年7月17日から施行する。

鹿児島空港エコエアポート空港環境部会 委員

- 1 大阪航空局 鹿児島空港事務所
- 2 鹿児島空港ビルディング（株）
- 3 日本エアコミューター（株）
- 4 （株）日本航空インターナショナル
- 5 全日本空輸（株）鹿児島空港支店
- 6 南国交通（株）
- 7 九州地方整備局 鹿児島港湾空港整備事務所
- 8 長崎税関鹿児島税関支署 鹿児島空港出張所
- 9 福岡入国管理局 鹿児島出張所
- 10 福岡検疫所 鹿児島検疫支所
- 11 動物検疫所門司支所 鹿児島空港出張所
- 12 門司植物防疫所 鹿児島空港出張所
- 13 福岡管区气象台 鹿児島航空測候所
- 14 鹿児島県 企画部交通政策課
- 15 霧島市 企画部企画政策課
- 16 鹿児島国際航空（株）
- 17 西日本空輸（株）鹿児島運航所
- 18 オールニッポンヘリコプター（株）
- 19 空港施設（株）
- 20 第十管区海上保安本部 鹿児島航空基地
- 21 鹿児島県警察航空隊
- 22 新日本航空（株）
- 23 （株）ノエビアアビエーション 鹿児島事務所
- 24 （株）エージェピー
- 25 （株）サンロード
- 26 南国殖産（株）
- 27 （有）中間モータース
- 28 鹿児島空港給油施設（株）
- 29 スカイネットアジア航空（株）